　名寄市再生資源集団回収事業奨励金等交付要綱

平成18年3月27日告示第50号

改正

平成25年10月１日告示第107号

　　　名寄市再生資源集団回収事業奨励金等交付要綱

　（目的）

第１条　この告示は、家庭から排出される古紙その他の再生資源の集団回収を実施する団体に対し

　て行う、再生資源集団回収事業奨励金（以下「奨励金」という。）、再生資源集団回収事業協力金

　（以下「協力金」という。）及びリサイクルステーション管理運営交付金（以下「運営費」という

　。）の交付に係る必要な事項を定め、ごみの減量、資源の有効利用及びごみ問題に関する市民の意

　識の高揚を図ることを目的とする。

　（定義）

第２条　この告示において、「回収業者」とは、市内に主たる事務所を有しており古物商の許可免許

　を有している業者をいう。

２　この告示において、「リサイクルステーション」とは、名寄市が風連地区の各町内会に設置して

　いる再生資源の集積所のことをいう。

　（交付対象再生資源）

第３条　奨励金の対象となる再生資源は、紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック）、金属類（アル

　ミ缶、スチール缶、鉄くず、非鉄金属）、びん類（1.8リットルびん、ビールびん、清涼飲料水の

　びん、それ以外のリターナブルびん）とする。

２　協力金の対象となる再生資源は、紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック）、金属類（アルミ缶、

　スチール缶）とする。

　（交付対象団体等）

第４条　奨励金の交付対象は、市内の町内会、老人クラブ、ＰＴＡ等の営利を目的としない各種団

　体で、市長が認めた団体とする。

２　協力金の交付対象は、前項の交付対象の団体から再生資源を受け入れた回収業者とする。

３　運営費の交付対象は、リサイクルステーションの管理運営を行っている町内会とする。

　（奨励金の交付額）

第５条　奨励金の額は、別表第１及び別表第２により算出した額とする。（この額に１円未満の端数

　が生じたときは、これを切り捨てた額）

　（奨励金の交付申請）

第６条　奨励金の交付を受けようとする団体は、再生資源集団回収事業奨励金交付申請書（様式第

　１号）及び再生資源集団回収事業実施報告書（様式第２号）に再生資源を回収した回収業者が発

　行する計量単位による取引伝票を添えて、市長に提出しなければならない。

２　前項の申請は、対象期間４月から翌年３月までの１年分を３月31日までに提出しなければなら

　ない。

　（奨励金の交付決定及び通知）

第７条　市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、遅滞なくその内容を審査し、適正と認

　めたものに対し奨励金の金額を決定するものとする。

２　前号の決定をしたときは、再生資源集団回収事業奨励金交付決定通知書（様式第３号）により、

　申請をした団体に通知する。

　（協力金の交付額）

第８条　協力金の額は、別表第３により算出した額とする。（この額に１円未満の端数が生じたとき

　は、これを切り捨てた額）

　（協力金の交付申請）

第９条　協力金の交付を受けようとする回収業者は、再生資源集団回収事業協力金交付申請書（様

　式第４号）及び再生資源集団回収事業内訳書（様式第５号）に再生資源を回収した団体との取引

　伝票を添えて、市長に提出しなければならない。

２　前項の申請は、対象期間４月から翌年３月までの１年分を３月31日までに提出しなければなら

　ない。

　（協力金の交付決定及び通知）

第10条　市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、遅滞なくその内容を審査し、適正と認

　めたものに対し協力金の金額を決定するものとする。

２　前号の決定をしたときは、再生資源集団回収事業協力金交付決定通知書（様式第６号）により、

　申請をした回収業者に通知する。

　（運営費の算出方法）

第11条　運営費は、定額分と前年度実績分を合算して交付額とする。

２　定額分は、リサイクルステーション１基につき、25,000円とする。

３　前年度実績分は、第５条の奨励金の算出方法に準じ、前年度に回収された再生資源をもとにリ

　サイクルステーションごとに算出する。

　（運営費の交付申請）

第12条　運営費の交付を受けようとする町内会は、リサイクルステーション管理運営交付金交付申

　請書（様式第７号）を、市長に提出しなければならない。

　（運営費の交付決定及び通知）

第13条　市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、遅滞なくその内容を審査し、適正と認

　めたものに対し運営費の金額を決定するものとする。

２　前号の決定をしたときは、リサイクルステーション管理運営交付金交付決定通知書（様式第８

　号）により、申請した町内会に通知する。

　（報告及び調査等）

第14条　市長は、奨励金の申請をした団体、協力金の申請をした回収業者及び運営費の申請をした

　町内会に対し、必要があると認めるときは必要な事項について報告を求め、又は職員に調査を行

　わせることができる。

２　前項の報告を求められた団体、回収業者及び町内会は、直ちに市長に報告をしなければならな

　い。

　（奨励金等の返還）

第15条　市長は、前条により報告又は調査された申請団体が虚偽の申請その他不正な手段により、

　奨励金又は協力金及び運営費の交付を受けたことが判明したとき、若しくは、特に必要があると

　認めたときは、交付した金額の全部又は一部の返還を求めることができる。

　　　附　則

　この告示は、平成25年10月１日から施行する。

別表第１（第５条関係）

　再生資源集団回収事業奨励金交付算出基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 支給区分 | 対象ランク | | 算出基準 | 支給区分 |
| 回数実績割 | Ａ級 | | 年間実施回数　10回以上 | 10,000円 |
| Ｂ級 | | 年間実施回数　８回～９回 | 8,000円 |
| Ｃ級 | | 年間実施回数　６回～７回 | 6,000円 |
| Ｄ級 | | 年間実施回数　４回～５回 | 4,000円 |
| Ｅ級 | | 年間実施回数　２回～３回 | 2,000円 |
| 支給区分 | 対象品目 | | 算出基準 | 単価 |
| 回収数量割 | 紙類 | 新聞紙 | １㎏当たり | 2.5円 |
| 雑誌 |
| 段ボール |
| 紙パック | ５円 |
| 金属類 | アルミ缶 |
| スチール缶 |
| 鉄くず | ２円 |
| 非鉄金属 |
| びん類 | 1.8リットルびん |
| ビールびん |
| 清涼飲料水のびん |
| 上記以外のリターナブルびん |

備　考

１　回数実績割とは、再生資源集団回収団体が再生資源を回収業者に売却した回数をいう。

２　回収数量割とは、回収業者に売却した再生資源の量をいう。

３　交付額に１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

４　運営費の前年度実績分算出時の回数実績金額はリサイクルステーション委託収集回数を、数量

　実績金額はリサイクルステーション委託収集量を当てるものとする。

別表第２（第５条関係）

　びん類の重量換算表

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 換算基準 |
| 1.8リットルびん | １本につき　1.0㎏ |
| ビールびん | １本につき　0.6㎏ |
| 清涼飲料水のびん | １本につき　0.5㎏ |
| 上記以外のリターナブルびん | １本につき　0.4㎏ |

別表第３（第８条関係）

　再生資源集団回収事業協力金交付算出基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象品目 | | 算出基準 | 単価 |
| 紙類 | 新聞紙 | １㎏当たり | 0.5円 |
| 雑誌 |
| 段ボール |
| 紙パック | ５円 |
| 金属類 | アルミ缶 |
| スチール缶 |

備考　交付額に１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。